

イラン・イスラム共和国

2022年4月5日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
同 [小坂光矢](#)
同 [近藤綾香](#)

<元となった調査報告書の作成者>

| | |
|-------|---|
| 調査日 | 2022年4月5日 |
| 法律事務所 | Torossian, Avanesian and Associates |
| 担当弁護士 | V. Torossian (Partner) Shaghig Abedi (Associate) |
| 連絡先 | Address: 17 Magnolia St., Golriz St., Ghaem Magham Farahani Ave., Tehran, Iran Email: v.torossian@taalawfirm.com s.abedi@taalawfirm.com Tel: (021) 88 84 28 43, 88 84 31 39, 88 84 31 40 |

| | |
|----------------------------|--|
| 個人情報保護に関する制度の有無 | <p>包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2009年データの公開と自由なアクセスに関する法律 (Law on Publication and Free Access to Data (2009) (“PFAD”)) <ul style="list-style-type: none"> - URL : https://foia.farhang.gov.ir/en/law - 施行状況：2010年2月19日 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：個人情報（氏名、姓、自宅および勤務先の住所、家庭生活の状況、個人的な習慣、身体的な問題、銀行口座番号およびパスワードなどの個人に関連する情報） <p>※ なお、2018年7月28日に包括的な法令である個人情報の保全と保護に関する法 (Preservation and Protection of Personal Data (“PPPD”)) の草案が提出され、現在国会審議中である。</p> |
| 個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報 | <p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p> |

| | | |
|---|--|--------------------------------|
| OECD プライ バシーガイドラ イン 8 原則に対 応する事業者等 の義務又は本人 の権利 | OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 | |
| | ① 収集制限の原則 | 一部規定されている。 |
| | ② データ内容の原則 | 該当する規定は不見当である。 |
| | ③ 目的明確化の原則 | マネーロンダリング防止法に一部規定されている。 |
| | ④ 利用制限の原則 | 一部規定されている。 |
| | ⑤ 安全保護の原則 | 刑事訴訟法及びマネーロンダリング防止法に一部規定されている。 |
| | ⑥ 公開の原則 | 該当する規定は不見当である。 |
| | ⑦ 個人参加の原則 | 一部規定されている。 |
| | ⑧ 責任の原則 | 一部規定されている。 |
| その他本人の 権利利益に重 大な影響を及 ぼす可能性の ある制度 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの — ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの — | |

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/